

## 企業年金連合会 株主議決権行使基準

企業年金連合会は、次の基準に従い株主議決権を行使する。

### 1 . 取締役選任議案

- a 当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配、あるいは過去5期において当期最終利益を通算してマイナスであり、株主価値の毀損が明らかな場合、取締役の再任議案には、肯定的な判断はできない。
- b ROEが長期に亘り低迷している企業については、その原因や対応策を含め、事業計画や資本政策等について納得のいく説明あるいは取り組みが認められない場合、取締役の再任議案には、肯定的な判断はできない。
- c 在任期間中に当該企業において法令違反や反社会的行為等の不祥事が発生し、経営上重大な影響が出ているにもかかわらず、再任候補者にあげられている場合には肯定的な判断はできない。なお、不祥事に伴う経営上への影響については、売上高や収益の状況、株価動向、社会的評価、企業としてのその後の対応等を総合的に勘案して判断する。
- d その他株主価値を毀損するような行為が認められた場合、取締役の再任議案には、肯定的な判断はできない。

### 2 . 監査役選任議案

- a 在任期間中に当該企業において法令違反や反社会的行為等の不祥事が発生し、経営上重大な影響が出ているにもかかわらず、再任候補者にあげられている場合には肯定的な判断はできない。なお、不祥事に伴う経営上への影響については、売上高や収益の状況、株価動向、社会的評価、企業としてのその後の対応等を総合的に勘案して判断する。
- b 社外監査役候補者は、原則として独立した立場の者であることを要する。ただし、監査役会全体として独立性が確保されていると認められる場合にはこの限りではない。
- c 取締役会および監査役会への出席が十分でなく、その理由が明確に示されていない社外監査役候補者については、肯定的な判断はできない。

### 3. 役員報酬等に関する議案

#### (1) 役員報酬額改定

- a 当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配、あるいは過去5期において当期最終利益を通算してマイナスであり、株主価値の毀損が明らかな場合、減額とすることが妥当である。
- b 報酬額を引き上げる場合には、十分な根拠が説明されるべきである。

#### (2) 役員退職慰労金支給

##### 退任取締役に対する退職慰労金支給

- a 社外取締役への退職慰労金支給については、肯定的な判断はできない。
- b 在任期間中に法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与し、辞任あるいは退任している場合、肯定的な判断はできない。
- c 当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配、あるいは過去5期において当期最終利益を通算してマイナスであり、株主価値の毀損が明らかな場合、肯定的な判断はできない。

##### 退任監査役に対する退職慰労金支給

- a 社外監査役への退職慰労金支給については、肯定的な判断はできない。
- b 在任期間中に法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与し、辞任あるいは退任している場合、肯定的な判断はできない。

#### (3) ストックオプション(新株予約権)の付与

- a 株式価値の大幅な希薄化(潜在的希薄化比率が発行済株式総数の5%を超える場合)を招き、株主価値への影響が懸念される場合には肯定的な判断はできない。
- b 権利付与対象者の範囲については、業績向上との関連性が強くないと考えられる場合(監査役、取引先等)は肯定的な判断はできない。

### 4. 資本政策等に関する議案

#### (1) 自己株式取得(取得枠の設定)

- a 原則として肯定的に判断する。

#### (2) 剰余金の処分等

- a 株主に対しては、将来の事業計画、財務の安定性、従業員処遇、役員報酬などとバランスのとれた利益配分(配当および自社株買いを含む)がなされるべきである。

- ( 3 ) 合併契約書の承認
  - a 株主価値への影響について、十分な説明がなされるべきである。
- ( 4 ) 事業譲渡・譲受等
  - a 株主価値への影響について、十分な説明がなされるべきである。
- ( 5 ) 会社分割計画書承認・会社分割契約書承認
  - a 株主価値への影響について、十分な説明がなされるべきである。
- ( 6 ) 第三者割り当て増資等
  - a 当該増資の必要性や株主価値を向上させることについて、納得のいく説明がなされていない場合には、肯定的な判断はできない。
  - b 著しく財務内容が悪化した企業が事業再構築の一環として実施する場合には個別に検討する。

## 5 . 会計監査人選任議案

- a 会計監査人の独立性や適格性に関して納得のいく説明がなされていない場合には、肯定的な判断はできない。
- b 監査方針に関して、会社と対立したことによる不再任の場合には、全議案を精査する。
- c 会計監査人の責任減免については、その必要性について納得のいく説明がなされるべきである。

## 6 . 定款の変更

- ( 1 ) 授権株式数の拡大
  - a 既存株主の持ち分に関する大幅な希薄化が懸念される場合や、その必要性について納得のいく説明がなされていない場合には、肯定的な判断はできない。
- ( 2 ) 取締役の任期
  - a 取締役任期を短縮することについては肯定的に判断する。
  - b 取締役任期の延長の場合は肯定的な判断はできない。
- ( 3 ) 剰余金の配当等の決定機関
  - a 剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることについては、個別に検討する。

( 4 ) 特別決議 ( 定款変更決議等 ) に関する定足数の緩和措置

- a 当該変更理由等の具体的説明がない場合は、肯定的な判断はできない。

**7 . 株主提案**

- a 原則として個別に検討することとするが、当該株主提案が長期的に株主価値の増大に寄与するものとなっているかどうかを基本的な判断基準とする。ただし、専ら特定の社会的、政治的問題を解決する手段として利用されていると認められる場合には、肯定的な判断をすることはできない。

2007年2月28日策定

2010年2月15日改定

2010年11月4日改定